

ペイジー口座振替受付サービス利用規約

明治安田収納ビジネスサービス株式会社（以下、「MBS」という。）は、MBS口座振替サービス利用規約（以下、「基本規約」という。）に定める預金口座振替依頼書（以下、「依頼書」という。）の事務の取扱いに関し、ペイジー口座振替受付サービスを利用する場合の利用規約を次のとおり定める。

（なお、MBS口座振替サービスを利用するにあたり収納事務委託契約を締結している場合は、収納事務委託契約を「基本規約」と読み替える）

第1条（依頼書の事務）

1. 委託者は、基本規約に基づく依頼書の提出による預金口座振替設定に加え、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下、「機構」という。）が定める口座振替受付サービス収納機関受付方式による口座振替設定（以下、「ペイジー口座振替受付サービス」という。）を取扱うものとします。
2. 委託者はペイジー口座振替受付サービス（以下、「本サービス」という。）の取扱いにあたり、以下の対応を遵守するものとします。
 - （1）顧客に対し、MBSの個人情報の取扱いについて同意を得ることとします。
 - （2）顧客に対し、MBSを収納代行会社として料金の口座振替を行なう旨の同意を得たうえで、本サービスの取扱内容等に関して、書面にて説明を十分に行なうこととします。
 - （3）本サービスにおける顧客の本人確認および意思確認（意思能力確認を含む）を責任を持って行なうものとし、暗証番号の入力については必ず預金者本人に行なわせるものとします。また、顧客が暗証番号を入力する際に、第三者（委託者の従業員を含みます）に暗証番号を見られないようにするものとします。
 - （4）本サービスにより口座振替登録が完了した旨を表すものとして、端末機から出力された口座振替契約確認書（以下「確認書」という。）を当該顧客に交付して、当該顧客の確認を得るものとし、かかる確認を得た確認書については、所定の期間につき保存することとします。
 - （5）その他別紙に記載される事項

なお、MBSは本サービスに関する機構の規約（収納機関規約）、その他の関連契約又は関係法令等の変更に伴い、本項の遵守事項の内容を変更することができるものとし、その場合、MBSは変更後の遵守事項について、MBSのホームページへの掲載等により周知するものとします。ホームページへの掲載その他の周知方法がとられた場合は、その時点で本項の遵守事項も変更されたものとみなされるものとします。

第2条（取扱手数料等）

本サービスを取扱うにあたり、委託者はMBSに対して、次の手数料等およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。なお、それぞれの金額は別途定めることとします。

1. 取扱手数料等

（1）サービス利用契約金

サービス利用契約金については返金しないこととします

（2）サービス利用料

本サービスを利用したとき（月単位）

（3）口座登録手数料

2. 支払方法

MBSは、前項の手数料等を、毎月1日から末日までの1ヵ月分をとりまとめ、1ヵ月分の合計額を翌月27日（休日の場合は翌営業日）に委託者所定の預金口座から引き落としするものとします。

第3条（紛議）

顧客もしくは預金者と、委託者、金融機関もしくはMBS等との間で本サービスの取扱いに関し紛議が生じた場合、委託者の責任と費用において事態解決にあたるものとします。また、委託者は本サービスの取扱いにおいてカードが不正に利用され、当該カードを保有する預金者が料金の返還を請求する正当な理由がある場合には、委託者の責任と費用において、預金者等に対応するものとします。

なお、いずれの場合も、金融機関もしくはMBSのみの責めに帰すべき事由による場合は、この限りではないものとします。

第4条（損害賠償）

基本規約の定めにかかわらず、委託者が第1条第2項に定める遵守事項（同項の規定により変更されたものとみなされる遵守事項を含みます）に違反したことに起因して直接的または間接的にMBSに損害を与えたときは、委託者はその損害を賠償するものとします。

第5条（本サービス利用の終了・停止）

1. 委託者またはMBSは、文書をもって3ヵ月前までに相手方に通知することにより、何時でも本サービスの利用を終了することができます。
2. 前項の定めにかかわらず、MBSは委託者が本規約に違反した場合には本サービスの利用を停止することができるものとします。

3. 前各項に基づき本サービスの利用が停止された場合、および基本規約に基づくサービス利用が終了したことに伴い本サービスの利用が終了した場合は、委託者は直ちに本サービスの取扱いを中止するものとし、MBSと協議のうえでその取扱いにかかる料金を精算するものとします。

第6条（本規約の変更）

本規約は変更することがあり、本サービスの提供は変更後の本規約によります。

本規約変更の際は、その効力発生日を定め、次の事項をインターネットの利用その他の適切な方法により周知します。

- (1) 本規約を変更する旨
- (2) 変更後の本契約の内容
- (3) 効力発生日

2020年2月1日 制定

2020年7月1日 改訂

2024年3月1日 改訂

別 紙

委託者はペイジー口座振替受付サービス（以下、「本サービス」という。）の取扱いにあたり、以下を遵守するものとします。

1. 顧客に対し、本サービスの手続きが、MBSを収納代行会社として料金等の口座振替契約の設定を行なうものであることを確認させることとします。
2. 顧客をして、端末機の画面にて口座振替依頼文言、支払先収納機関、対象となる料金の支払債務等、ペイジー端末提供会社（以下「端末提供会社」という。）所定の事項を確認させたうえで、端末機にカードを読み取らせ暗証番号を入力させるとともに、当該顧客のために端末提供会社所定の事項を入力するものとします。その他、端末機に登録する情報の設定及び変更は、端末提供会社が定めた所定の操作手順により行なうものとします。
3. 顧客が確認書にて確認した後に当該口座振替契約の申込を取消すことを直ちに依頼した場合には、取消手続を行なうものとします。
4. 確認書については当該顧客との口座振替が終了するまで保存することとし、MBSから閲覧・複写を求められた場合これに協力するものとします。
5. 本サービスに利用可能なカードは、各収納金融機関所定のものに限るものとします。
6. 端末機が備え置かれている場所および取扱窓口の見やすい所に機構所定のサービスコミュニケーションマークを掲示するものとします。端末機の使用、備置は委託者の費用と責任において行なうものとします。
7. 端末機等またはシステムに関して知り得た技術上その他の機密を第三者に漏洩または開示してはならないものとします。
8. 端末提供会社の定める規約等を遵守するものとします。

以上